

板橋区高齢者世帯等に対する粗大ごみの運び出し収集実施要領

平成20年3月24日 資源環境部長決定

(目的)

第1条 この要領は、高齢者世帯等に対する粗大ごみの運び出し収集実施要綱（平成24年3月24日区長決定。以下「要綱」という。）の実施に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(申請手続等)

第2条 要綱第3条に規定する申請手続等については、次の各号に定める方法により行う。

- (1) 粗大ごみの運び出し収集（以下「収集」という。）を希望する者は、収集を所管する清掃事務所長（以下「清掃事務所長」という。）に電話連絡等を行う。
- (2) 清掃事務所長は、収集を希望する者が要綱第2条に規定する対象者であるかどうかの確認を行う。
- (3) 前号の確認後、清掃事務所長は、この制度及び収集にあたっての注意事項を対象者に説明する。
- (4) 清掃事務所長又は要綱第9条の規定により収集を委託された者は、収集現場の下見を行うものとする。
- (5) 対象者は、前号の説明後、清掃事務所長と協議のうえ、収集日を定める。
- (6) 前各号の要件に該当するときは、対象者は、清掃事務所長に対して申請を行う。

(実施方法)

第3条 要綱第4条に規定する収集の実施に当たっては、次の各号により行うものとする。

- (1) 収集は、対象者又はその代理人の立会いのもとに行う。
- (2) 収集の方法は、室内から粗大ごみを運び出して行う。
- (3) 対象者の住居が集合住宅で、室内から運び出せるが、通常の排出場所（粗大ごみ集積所等）に降ろすことが困難である場合には、対象者のドア前から収集する。

付 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。